

○東京藝術大学国際交流会館規則

〔平成7年12月21日〕
制 定

改正 平成13年3月27日 平成16年4月1日
平成16年6月24日 平成20年4月15日
平成25年10月24日 平成27年3月26日
平成27年5月14日 平成27年6月18日
令和元年7月18日

(設置)

第1条 本学に、東京藝術大学国際交流会館（以下「会館」という。）を置く。

(目的)

第2条 会館は、外国人留学生（以下「留学生」という。）、外国人研究者（以下「研究者」という。）及びその他国際交流上有意義と認められる者に宿舍を提供し、かつ、国際交流の促進に資することを目的とする。

(職員)

第3条 会館に、次の職員を置く。

- (1) 館長
- (2) 会館主事
- (3) その他の職員

(館長)

第4条 館長は、グローバルサポートセンター長をもって充てる。

2 館長は、会館の管理運営に関する業務を掌理する。

(会館主事)

第5条 会館主事（以下「主事」という。）は、グローバルサポートセンター所属職員又はグローバルサポートセンター国際戦略委員会（以下「委員会」という。）の委員のうちから館長が指名する者をもって充てる。

2 主事は、会館に入居する留学生及び研究者の生活上の諸問題について指導及び助言を行うものとする。

(審議)

第6条 館長は、会館の管理運営について必要がある場合は、委員会において審議するものとする。

(入居資格)

第7条 会館に入居できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 本学に在学する留学生及びその家族
- (2) 本学において、研究に従事する研究者及びその家族
- (3) 本学に在学する学生であつて、チューター等留学生交流に寄与する者
- (4) 地域の国立大学に在学する留学生
- (5) その他館長が適当と認めた者

(入居の手続き及び許可)

第8条 会館に入居を希望する者は、所定の書類により学部長（大学院にあつては研究科長、他の大学にあつては学長）を経て、館長に願い出るものとする。

- 2 会館に入居する者の選考及び許可は、委員会の審議を経て館長が行う。
- 3 入居の許可を受けた者（以下「入居者」という。）は、所定の期日までに入居の手続きを完了し、入居しなければならない。

（入居期間）

第9条 会館に居住することのできる期間は、原則として1年以内とする。

- 2 館長は、特別の理由があると認めるときは、入居期間の延長を認めることがある。

（寄宿料又は使用料）

第10条 入居者は、別に定めるところにより、留学生及び日本人学生にあつては寄宿料を、研究者にあつては使用料を、所定の期日までに納付しなければならない。

- 2 月の途中に入居又は退去する場合であっても、寄宿料又は使用料の日割計算は行わない。
- 3 既納の寄宿料又は使用料は、返還しない。

（光熱水料等）

第11条 入居者は、前条第1項に定める寄宿料又は使用料のほか、生活に必要な電気、ガス、水道料及びその他の経費（以下「光熱水料等」という。）を別に定めるところにより負担しなければならない。

（施設保全の義務）

第12条 入居者は、施設・設備、備品等の保全に留意しなければならない。

- 2 入居者は、防災、保健衛生等に留意し、快適な環境の保持に努めなければならない。

（部外者の宿泊禁止）

第13条 会館には、入居者以外の者を宿泊させてはならない。ただし、入居者の家族で館長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

（損害賠償）

第14条 入居者は、故意又は過失により施設・設備・備品等を破損、滅失又は汚損したときは、速やかに館長に届けるとともに、その原状回復に必要な経費を弁償しなければならない。

（退去処分）

第15条 館長は、入居者が次の各号の一に該当するときは、委員会の審議を経て退去処分をすることができる。

- (1) 第7条に定める入居者の資格を失ったとき。
 - (2) 正当な理由がなく、寄宿料又は使用料及び光熱水料等を納付しないとき。
 - (3) 前条の損害賠償の義務を履行しないとき。
 - (4) 健康上の理由により会館における集団生活に適さないと認められたとき。
 - (5) その他会館の管理運営上著しく支障があると認められたとき。
- 2 前項により退去処分をされた場合に入居者が被る損失については、本学はその責を負わないものとする。

（事務）

第16条 会館に関する事務は、国際企画課において処理する。

（雑則）

第17条 この規則に定めるほか、会館の管理運営に関し必要な事項は委員会の審議を経て館長が別に定める。

附 則

この規則は、平成7年12月21日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年6月24日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月15日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年5月14日から施行し、平成27年5月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年7月18日から施行する。